



発行所 鹿児島県姶良郡姶良町役場
発行人 池田盛孝 編集人 雨乞信

(印刷所) キング堂印刷所

町の人口動態

(12月1日現在)

世帯数	6,717戸
人口	11,006人
	12,700人
	23,706人
11月の	出生 27人
	死亡 13人
	転入 103人
	転出 96人



(とにかくと便利です)

(新春をかざる初式)

新年あけましておめでとうございます。

皆さまそろつて、よい正月をお迎えになつたことと心からお慶び申し上げます

一年の計は元旦にありと申されますが、各ご家庭でも新しい年間計画をたてられ、それぞれの目標にむかつて、初日とともに力づよく第一歩を踏み出されたことと存じます。

わが町も皆さまとともに年々発展を続けています。今年も町民一体となつて健康で明るい町づくりにむかつて前進いたしたいもので

新年のごあいさつ



始良町長 池田盛孝

明けまして

おめでとうございます

町民の皆さまには、元気に年越されたことだと思います。

昨年は本当に多事、多難な年でありました。何十年ぶりの豪雨におそれ、洪水や田畠、道路、河川の流失、決かいなど、大きな災害をうけましたが、昨年十二月最後の災害査定をうけその合計額は二億六千万円にのぼりました。このほか町単独災害復旧工事費を含めますと、膨大なものになります。しかしながら町民皆さまのご協力によりまして着々と復旧がなされています。

本年はこのような災害がなく平穏な年でありますよう祈りたいものです。

この広報が皆さまのお手元に届くころには、国におきましては、新しい内閣ができあがり、昨年さわがれました。安保問題、物価問題、大学問題、総合農政問題など新しい見地に立って政治が行なわれることと思いますが、私たちは国民として、県民として、そして町民として、重大な数々の問題を地域発展のため、お互いに手を取ります。

衆議院議員選挙演説会などで申されましたが、國はもとより町におきましても多事、多難がありま

り合い、総親和の体制で進みたいものです。

現在町におきましては、自治法の改正により、総合的、かつ、計画的に行政運営をはかるため基本構想を定め、その構想に基づいて町の運営を行なっていますが、すでに発足しています農政審議会に引き続き、昨年十一月町議会におきまして、始良町振興計画審議会条例や始良町都市計画審議会条例が制定され、ちかく町振興長期計画もできあがることになっています。このよくな審議会の発足はいろいろな町政運営が専門化され、町民福祉へ大きく役立つことと思

います。

私は、次のようなことを本年の町政重点施策として取り組みたいと考えています。

一、重富第一土地区画整理の継続

二、産業経済の振興（特に第二次構造改善事業の実施推進）

三、町道の整備保全

四、福祉行政の充実（特に環境整備強化）

五、教育施設の整備

六、上水道事業の継続

新年のごあいさつ



始良町議会議長 藤崎安雄

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

希望にみちた昭和四十五年の新春を迎える元気あふれる皆様がたのお姿に接し、私共議会人として喜びにたえません。

昨年の本町は内外文字どおり多事多難の明けくれに、終始したのであります。みなさんのため、また、ご努力と伝統をほる根強い

実行力によって町民生活の混乱を回避することができ、よいよ隆盛の一途をたどっておりますことは、誠にご同慶にたえない次第であります。

以上六項目掲げましたが、この

トランとしての様相を呈してきました。町民生活の安定と福祉を

はかるため、重富小学校、北山小学校等教育施設の充実、青少年問題

問題、町民の体育向上、これについ

ては皆様ご承知のとおり、金町休育の町として、昨年の十月十日内

町が七十年代への飛躍の年になりますよう、町政施策の誤りなき、無駄のないよう、向上につとめ、直接身近な問題から手がけること

にいたしたいと思います。

最後に皆さまのご多幸をお祈りいたしますとともに、本年もどうぞ町政の発展のため、お力添えく

ださい。

さるようお願ひいたします。

個人経営になりましたので、縦茅どおりご利用くださるようお願い申上げます。

ここに輝かしい新年を迎え、そ

とに健康に留意され、町政発展のため、昨年にまして一段と努力せらんことを要望いたしますと共に町民皆様の一層のご支援とご協力を切にお願いいたしまして年頭にあたつての私のごあいさつとい

自覚と責任を

成人の日

一月十五日は、おとなになったことを自覚し、自から生きぬこうとする成年を祝い励ます国民の祝日であります。

法律上独立の社会人としての地位が与えられ、国民として対国家

関係で最も重要な選挙権が与えられます。

これによって国政に、ま

た都道府県や市町村の地方政治に

参加する事ができます。未成年者

の場合に与えられています法律

上の保護は、成年者に対する

取り去られ、独立の社会人として

自からの判断と責任において行動

することが要求されます。

成年になつたことは、ひとく

ちにいつて、一人前になること

ですが、この日を迎えた人は、きび

しい現実の社会で社会人としての

基本的な教養を身につけ、主体性

をもち、責任ある行動をとられる

よう心がけねばなりません。

福祉年金について（保険料を納めないで受給する年金）

年額

種別 引上時期	老齢福祉年金	障害福祉年金	母子・準母子 福祉年金
改正前	20,400円 (月に 1,700円)	32,400円 (月に 2,700円)	26,400円 (月に 2,200円) (加算額子1人につき 4,800円)
44年10月から 改正後	21,600円 (月に 1,800円)	34,800円 (月に 2,900円)	28,800円 (月に 2,400円) (加算額子1人につき 4,800円)

このほか、これまで夫婦がともに老齢福祉年金を受給しているときは、それぞれ年額3,000円減額されていましたが、これが昭和44年10月分から、徹底され、夫婦ともに全額支給されるようになりました。

国民年金制度は、年々充実されつつあります。昭和四十一年の改定につづいて、昨年十月給付水準の引き上げと、中高年齢対策を中心として、大きな改定が行われ、国民の制度の内容がより充実し、国民の福祉の増進がはかられることにな

りました。このことは、さきほど出来ました。た国民年金協議会の全国大会陳情や、電報又はハガキの陳情運動も大きな力となっています。改定点のあらましを説明します。

國民年金法になりました

受給者本人の所得による制限の緩和

(年額)

区分	現在	改正後
本人所得による制限額	28万円	30万円
扶養加算額（子等1人につき）	7万円	8万円

配偶者・扶養義務者の所得制限限度額表

(年額)

扶養親族数	現在	改正後
0人	456,000円	504,750円
1人	583,500円	634,688円
2人	644,250円	705,125円
3人	710,000円	776,813円
4人	777,500円	850,000円
5人	845,000円	927,500円

(生計同一である子どもさんが、上記以上の所得があれば支給停止になります。)

他の制度から年金をもらっているときの限度額(公的年金制度)

区分	現在	改正後
もらっている年金が、戦争公務によるものであるとき(公務扶助料・遺族年金など)	135,500円	144,800円
もらっている年金が、一般的なものであるとき(普通恩給・退職年金など)	24,000円	24,000円

加入の月から納めることになります。保険料の免除は受けられません。又保険料の二年分までは、前納できますが、五年前納はできません。受給する金額は、年額三万円です。(月一、五〇〇円です)ただし、加入して五年後であつて明治三十九年生まれの人は六十八才になってから受給することになります。その他の項も合わせて表により説明しますと次のとおりです。

年金を受給できる資格期間と金額表

生年月日	年金を受給できる資格期間	左の期間の全期間 保険料を納めたときの改正後年金額
大正5年4月1日以前に生れた人	10年	60,000円
大正9年4月2日～10年4月1日	15年	72,000円
大正14年4月2日～15年4月1日	20年	84,000円
昭和4年4月2日～5年4月1日	24年	93,600円
昭和5年4月2日～以降生れた人	25年	96,000円

納める保険料は月七五〇円で、

昭和四十六年から支給が開始されますが、すべての高齢任意加入者的人々が支給されるよう、保険料を納めていない人又は申請免除をされている人は、都合がつく限り早目に納めて、人並の年金をもらうようにしましょう。

(五年年金)
このことはすでに申し込みを受け付けておりますが、明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生まれた高齢者には、年金額の引き上げや再加入の措置が今度の改定により行われます。

現在国民年金に加入している高齢者に対しては、大幅な年金額の引上げが行なわれました。

明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生まれた高齢者には、年金額の引上げが行なわれます。
（一〇年年金）
現在国民年金に加入している高齢者には、年金額の引上げが行なわれます。
（一〇年年金）
まれの人に年額六万円の年金が支給されます。

明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生まれた高齢者には、年金額の引上げが行なわれます。
（一〇年年金）
現在国民年金に加入している高齢者には、年金額の引上げが行なわれます。
（一〇年年金）
月一日から六月三十日までの六ヶ月間です。

加入申込期間は昭和四十五年

年一月一日から六月三十日までの六ヶ月間です。

加入申込期間は昭和四十五年

年一月一日から六月三十日までの六ヶ月間です。

母子年金および準母子年金額

(年額)

区分	改正前	改正後
子供1人のときの年金額	55,200円	91,200円
子供2人〃	60,000円	96,000円
子供3人〃	64,800円	100,800円
子供4人〃	69,600円	105,600円

以下子供1人ますごとに4,800円を加算します

(年金額の引上げは昭和45年7月分からです)

保険料を納めている人が障害者になった場合の障害年金額(年額)

1級者	2級者	改正前	改正後
72,000円	120,000円	60,000円	96,000円

(年金額の引上げは昭和45年7月分からです)

国民年金の給付種類
国民年金保険料を納めています
と下記のとおり八つの給付の種類
があります。

付種類があるかを、お知らせします
と下記のとおり八つの給付の種類
があります。

幸にして亡くなられた場合に支給される死亡一時金も増額されています。又所得の多い人が、希望に思われて届けをしますと給付額が多くなる制度もありますが、それは次回にお知らせします。

国民年金は国が行なう年金制度ですので、強制加入の方々はもちろんですが、恩給をもらっている人の配偶者および公務員や会社に勤めている配偶者の方々は任意加入として入れますので、おすすめします。

遺児年金額 (年額)

区分	改正前	改正後
遺児が1人のときの年金額	30,000円	91,200円
遺児が2人のときの年金額	34,800円	96,000円

(年金額の引上げは45年7月分からです)

保険料が年金給付額にともないこのようになります。

年 度 年 令	昭和36年4月～41年12月	昭和42年1月～43年12月	昭和44年1月～45年6月	昭和45年7月～47年6月	昭和47年7月から
20才～34才	月に 100円	月に 200円	月に 250円	一律に 450円	一律に 550円
35才～59才	月に 150円	月に 250円	月に 300円		

(以上のはか国が150円～200円たして積立てされています)

「警察だより」

こともの誘かいや変質者に注意しましょう

- 母子年金 生計中心者の夫が死んだとき一八才未満の子を養う妻に支給されます。
 ○准母子年金 生計中心者に死なれたとき、弟妹を養う姉や孫を養う祖母に支給されます。
 ○遺児年金 父か母が被保険者であつた子が、孤児となつたとき一八才になるまで支給されます。
 ○寡婦年金 夫に死なれた寡婦に六〇才から支給されます。六六才からは老齢年金に移ります。
 ○子供がおくれたり、所在不明となって誘かい、迷い子その他の事故等が考えられたらすぐ警察に届ける。
 ○登校が遅れる場合は、つき子供に次のことを教える

- 帰りがおくれたり、所在不明となって誘かい、迷い子その他の事故等が考えられたらすぐ警察に届ける。
 ○登校が遅れる場合は、つき子供に次のことを教える
 ○子供がおくれたり、所在不明となって誘かい、迷い子その他の事故等が考えられたらすぐ警察に届ける。
 ○登校が遅れる場合は、つき子供に次のことを教える
 ○知らない人から道を聞かれたら、その場で答え道案内しない。
 ○だれもいないところで誘われそうになつたときは、保護者などに知らせる。
 ○知らない人から道を聞かれたら、その場で答え道案内しない。
 ○だれもいないところで誘われそうになつたときは、保護者などに知らせる。
 ○学校、保育園との連けい、○家族が急病とか、事故でこどもを学校、保育園などから呼び出すときは、必ず保護者が行き、電話で呼ばなければなりません。暗がりで婦女子を追かけたり、干してある婦人用肌着を盗む変質者がいます。
 ○学校をサボつたり、事由なく早退するときは、学校、保育園などと連絡する。



防犯のこころえ
一、保護者のこころえ
○児童、幼児の監護を強化し

三、学校、保育園との連けい、○家族が急病とか、事故でこどもを学校、保育園などから呼び出すときは、必ず保護者が行き、電話で呼ばなければなりません。暗がりで婦女子を追かけたり、干してある婦人用肌着を盗む変質者がいます。
 わたしたちは、我町からこのような事件が発生しないよう、町ぐるみ、部落ぐみで監視し、犯罪者の中止見つづめたいものであります。

○学校をサボつたり、事由なく早退するときは、学校、保育園などと連絡する。

◎転職・出稼ぎ者

就職あつせんをいたします

農業委員会におきまして本年から就職のお世話を実施することになりました。今まで、農業をしてないけれども出費がかさんでこのままでは、生活が苦しいので、他の職場で働いてみたいと考えておいでの方または、田畠を捨てることは出来ないので、農閑期だけで出稼ぎに出でみたいと考えておられる方がありましたら、農業委員会を利用していただきたいと思います。農業委員会は国分職業安定所と連絡をとりまして、希望者が二・三人でもありましたら、安定期を出張していただきまして、相談に応じていただくことになっています。

農業委員会は國分職業安定所と連絡をとりまして、希望者が二・三人でもありましたら、安定期を出張していただきまして、相談に応じていただくことになっています。

委員会があつ旋により就職した場合は、就職先の職業安定所と連絡をとり、本人の就職先を常に監視し、家族との連絡も安定所を通じて行ないますので、留守家族の方々も安心して家業に励むことが出来ることになります。

失業保険の受給の際には、優先的に受給出来るよう配慮されることになっています。

数人同時に申込まれますと、本町出身の方々は同一職場に就職でき安心して職場で働くことになります。国、県の保護のもとに安心して働く職場をあつ旋ですんで手助けする。

(二)外來者(観光客)には、ていねいなことばと、明るい態度で応待し、親切に案内をする

農業委員会は職業安定所と連絡を取りまして最も安全で有利な職場

をあつ旋して差上げるつもりであります。ご希望の方はいつでもようろしいですから相談において下さるようお願いいたします。

- 三、エチケットを守り、人に迷惑をかけないようにしよう。
 (一)公園や遊園地など、公共施設をきれいにたいせつにする。
 (二)乗り物を利用するときは、秩

序を守り、一列乗車を崩行する。
 (三)便所や洗面所などは、あとから使う人の身になつきれいに使用する。

勉強とからだを

きたえる歩こう会

今年は無火災

消防出ぞめ式

▲消防協力者感謝状

和田喜之助・石川栄進・上蘭治・高畠春義・畠中勝良・池田良光・向江正康・原祐人・田上秋利・北別府義博・城瀬部落上名分团

▲和田喜之助・石川栄進・上蘭治・高畠春義・畠中勝良・池田良光・向江正康・原祐人・田上秋利・北別府義博・城瀬部落上名分团

町公民館では、体力づくり運動の一環として、大人から子供までだれでも気がるに参加できる。歩こう会が結成されています。

昭和四十五年消防出ぞめ式は、一月六日前十時から裏富中学校で盛大に行なされました。

分列行進、ポンプ操法、放水演習、表彰式に引き続き、町長は二百四名の団員を前にして、「団員諸君の規律ある活動を見て力強く思

う。昨年は団員の努力にもかかわらず残念ながら六件の火災が発生しましたが、今年は一件の火災も出さないよう、予防、警戒にあたってほしい」と述べました。

火災は苦労して求め得た貴重な財産を一瞬にして灰にしてしまいました。

城橋工事に着手

三月末完成

城橋が新しく永久橋に生まれか

ります。

旧城橋は昭和二十七年工費百六十円で災害復旧工事により木橋がかけられ、城部落と上名を結ぶ重要な役割をはたしていましたが、昨年六月二十九日の豪雨によって流失したものです。

町では、国庫負担による橋の復旧をいそいでいましたが、このたび国の認可があり、十一月二十九日、日本ペーネスコンクリート株式会社殿が、一千一百四拾万円(内国庫負担金七百六拾万四千円)で請負われ、今年三月末に橋長四十二メートル、幅員三、六メートルのりっぽな橋が完成することになりました。

※参加希望者は公民館へ申し出てください。

この歩こう会の目的は、毎月一回文化財保護委員のかたをまじえて、歩いて史跡をめぐり、勉強します。

現在約四十名の会員が毎月楽しげに歩いていますが、町民皆さまながら、体をきたえることにあります。

この歩こう会の目的は、毎月一回文化財保護委員のかたをまじえて、歩いて史跡をめぐり、勉強します。

現在約四十名の会員が毎月楽し

く歩こう会の身になつてました

。(一)外來者(観光客)には、ていねいなことばと、明るい態度で応待し、親切に案内をする

(二)電話や受付、窓口では、相手

▲退団者感謝状

▲町長 団長表彰
徳丸一光 内村光男、田知行春

▲始良支部長表彰

岩井田郁夫・新村重光・福留光平松分団、黒川陸男・花田浅則

井田郁夫・新村重光・福留光春・野村清春・徳田幸男・石塚清則・鶴留馨・浜石国男・瀬戸山十郎・下鶴克己

